

イーグルスラグビーアカデミー会員規約

本規約は、入会申込を含め当アカデミーの活動及び運営全般に関して適用されるものとし、会員は、当アカデミーへの入会申込を行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

第1条（運営主体及び事務局所在地）

当アカデミーは、キャノン株式会社（以下「当社」といいます）が運営し、事務局を東京都大田区下丸子三丁目30番2号に設置します。

第2条（趣旨）

当アカデミーは、当社の「共生」という理念に基づき、チームの成功を自分の喜びにできる子供を育てることを目的とします。

第3条（構成）

当アカデミーは、ジュニア(小学生及び中学生)により構成されます。

第4条（入会資格及び入会手続き）

1. 当アカデミーに入会できる者は、心身ともに健康であり、保護者も本規約に準ずることを承諾し、当アカデミーが入会に適すると認めた者としてします。
2. 当アカデミーへの入会希望者は、当アカデミーの公式ウェブサイトより、所定の情報を入力し、入会申込を行うものとします。
3. 入会許可者は、事務局が提供するアカデミー会員管理システム（以下「システム」）にて、指定された会員情報の登録を行うこととします。

第5条（会費等）

1. 会員は、事務局が別途定める月会費（システム利用料を含みます）をシステムに登録したクレジットカード決済又はコンビニ決済（別途下記の手数料が必要です）にて、前月25日までに納入するものとします。なお、入会月については、事務局が別途定める入会金および月会費を入会后5日以内に、また、事務局が指定するウェア一式の代金をウェアの納品後5日以内に上記と同一の方法にて納入するものとします。

▼コンビニ決済時の手数料

支払金額	手数料
¥2,999以下	175円
¥3,000以上～¥9,999以下	210円
¥10,000以上～¥29,999以下	270円
¥30,000以上～¥99,999以下	320円
¥100,000以上～¥300,000以下	370円

2. 次条第2項に基づき、次年度の開催期間について会員資格を継続する場合、会員は、事務局が別途定める更新料を各年度最初の練習から5日以内に前項に定めるいずれかの方法にて納入するものとします。
3. 当アカデミーは前二項で定める入会金、月会費、ウェア代及び更新料を変更することができるものとします。その場合、事務局は当アカデミーの公式ウェブサイト及びシステム上での告知又は会員への通知を以て事前に知らせるものとします。
4. 会員が支払った入会金、ウェア代及び更新料は理由の如何を問わず返還しないものとします。
5. 会員が支払った月会費は、当アカデミーの責めに帰すべき事由がある場合及び当該月の間に会員の責めに帰すべからざる事由により会員が当アカデミーのレッスンを一切受講できなかった場合を除き、返還しないものとします。

第6条（開催期間及び会員資格の更新）

1. 当アカデミーの開催期間は、毎年4月から翌年3月末までとします。
2. 開催期間終了の30日前までに会員から事務局のメールアドレス宛に当アカデミーを退会する旨の連絡がないときは、次年度の開催期間についても本規約と同一条件にて会員資格が継続するものとし、その後もこの例によるものとします。

第7条（退会および休会）

1. 会員はやむを得ない事情により一時的にアカデミー活動の休止を希望する場合、所定の手続きをとることで年度内に限り休会することができるものとします。休会期間中は月会費を支払う義務を負いません。
2. 退会又は休会する場合には、退会又は休会する月の前月20日までにメール、またはアカデミー会員管理システムにより事務局まで退会又は休会する旨を申請するものとします。

第8条（保険）

1. 会員は入会と同時に、当アカデミーが指定する保険に全員加入しなければならないものとします。
2. 加入の手続きは当アカデミーが行うものとし、保険料は第5条第1項に定める入会金

および第5条第2項に定める更新料に含まれるものとします。

第9条（負傷時の処置と免責）

1. 会員が当アカデミーの練習又は試合その他の活動により負傷した場合には、当アカデミーが応急処置を施すことがあり、会員及びその保護者はこれを予め承諾するものとします。
2. 当アカデミーの活動中における傷害についての補償は、当アカデミー指定の傷害保険の適用範囲のみとし、前項における応急処置後の治療、通院、入院等については、当アカデミーは責任を負わないものとします。
3. 当アカデミー内の諸規則や当アカデミーの指導者の指示に従わないことにより発生した事故や盗難について、当アカデミーは一切責任を負わないものとします。

第10条（除名処分及び会員資格一時停止処分）

1. 当アカデミーは、以下で定める事項に該当すると判断した場合、会員を除名し、又は会員資格を一時停止することができるものとします。
 - ① 本規約に違反した場合
 - ② 当アカデミーの名誉や信用を損なう行為をした場合
 - ③ 会員が社会規範に反する行為をした場合
 - ④ 当アカデミーの運営を妨げる行為をした場合
 - ⑤ 当アカデミーの他の会員の活動を妨げる行為をした場合
 - ⑥ その他上記①乃至⑤に準じる場合
2. 前項の定めに基づき会員を除名する場合又は一時停止する場合、当アカデミーは、受領済の入会金、月会費、ウェア代及び更新料は、一切返金しないものとします。

第11条（休校・閉鎖等）

1. 当アカデミーは天候不順や施設管理者の都合で練習、試合その他の活動を中止とする場合があります。この場合においても、原則として、当アカデミーは月会費の返金や減額を行わないものとします。
2. 前項のほか、当アカデミーは、天災地変、感染症（COVID-19等）の拡大その他当アカデミーの合理的な支配の及ばない事由により当アカデミーの活動継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休校、もしくは閉鎖することができるものとします。

第12条（会員遵守事項）

1. 会員は本規約を遵守するとともに、当アカデミーの指導者の指示に従うものとします。
2. 会員は、住所・連絡先等の内容に変更があった場合、遅滞なく当アカデミーに届け出る義務があります。

3. 本規約の違反を含め、会員の責に帰す事由により、本アカデミー又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、速やかに賠償の責を任ずるものとします。

第13条（著作権、肖像権）

1. 当アカデミー、又はそれに付随する活動において撮影された素材（画像や動画を含みますがこれらに限りません、以下「当素材」といいます）の著作権は当アカデミーに帰属するものとします。
2. 会員は当素材が当アカデミー、又は当アカデミーが使用を許諾した第三者の宣伝広告等に使用されることを予め承諾するものとし、肖像権等を主張しないものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

当アカデミーは、その活動及び運営に関して入会希望者及び会員等から受領する個人情報を、「イーグルスラグビーアカデミー プライバシーポリシー」（以下「[プライバシーポリシー](#)」）に従って取り扱うものとします。

第15条（会員資格の譲渡・名義変更）

1. 会員資格は、これを譲渡することは出来ません。
2. 会員の名義変更は、これを認めないものとします。

第16条（準拠法／専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約及びプライバシーポリシーに関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約その他当アカデミーに関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（附則）

1. 当アカデミーは、随時本規約を改訂することができるとともに、本規約に関する事項については細則を定めることができるものとします。
2. 本規約を改訂する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当アカデミーの公式ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は会員に通知します。

第18条（発効及び改定）

本規約は、次のとおり制定・改訂します。

1. 2023年4月1日 発効
2. 2024年3月22日 改訂
3. 2025年2月18日 改定
4. 2026年2月7日 改定